

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○藤丸委員長 長妻昭君。

○長妻委員 久々の厚生労働委員会ですけれども、
よろしくお願いします。長妻昭です。

まず、資料の一ページ目でございますが、これ
は厚生労働省が作った資料で、鉛筆書きのものは
後から厚労省がつけ加えたもののようにございま
すけれども、厳重取扱注意という赤い文字が書い
てある資料ですが、この資料というのはどうい
うようなもので、いつ作成されたんですか。

○福岡国務大臣 委員御指摘の国庫負担なしとし
た場合の試算につきましては、基礎年金のマクロ
経済スライドによる給付調整の早期終了について
様々な検討を行う中で、現行制度よりも増加する
国庫負担の必要性を確認すること等を目的にし、
仮に国庫負担が現行制度より増加しないとした場
合にどのような影響があるかを試算したものでご
ざいます。

厚生労働省において、本年七月に行われました
財政検証公表、この前後の時期において作成をし
たというふう聞いております。

○長妻委員 これはなぜ、今日まで、ここで初め
て公表したわけですよ、今、なぜ隠していたん
ですか。

○福岡国務大臣 あくまでも様々なシミュレーシ
ョンを行う中での一つの資料ということござい
まして、そういう意味において内部資料だったと
いうことでございます。

○長妻委員 様々なシミュレーションの資料は公
表するというルールがあるんですね。シミュレ
ーションは、厚労省が税金を使って年金のコンピ
ューターを回して作った資料は年金部会に提供す
るというルールがあるんですが、これはルール違
反ですね、明確な。

国庫負担が入らないということは、この資料で
いうと、最終的に基礎年金の国庫負担は何パーに
なるんですか。

○福岡国務大臣 国庫負担割合は五〇%から四二
%に低下するということでございます。

○長妻委員 これはちよつと見過ごせないのが、
私もかつて民主党政権に所属していたんですけれ
ども、そのときに、基礎年金の国庫負担が三分の
一だったんですね。それを二分の一にして基礎年
金を安定させようということ、我々、政権を下
野せざるを得なくなりましたけれども、消費税と
いうことでそこに財源を充てて、何しろ基礎年金
の半額は国庫負担、国の税金を入れて安定化させ
るということを決めたにもかかわらず、国庫負担
を入れなくて四二パーにするというのは、ちよつ
と私としては認め難いものであります。

そして、もう一点聞きますと、そうすると、厚

労省がおっしゃっていたのは、年金の受給者、マ
クロ経済スライドの基礎年金と厚生年金の統合を
しますと、最終的には、つまり、最終的というの
は、今五十歳の方、今五十歳以下の方はほとんど
全員が得します、五十歳以下の方で年収が約一千
百万円を超える人は損するけれども、それ以外の
方は得しますという説明をしていたんですが、国
庫負担が入らないと、その数字が年収幾ら以下に
なるんですか。

○福岡国務大臣 給付調整の早期終了により、現
行と比較して年金が上昇するケースは、国庫負担
を入れる場合は、成長経済移行・継続ケースでは
全ての受給者であること、過去三十年投影ケ
ースでは二〇五〇年度以降において九九・九%以上と
いうことをこれまで申ししてきました。

一方、仮に議員が御指摘の国庫負担なしとした
場合、これにおいても、経済成長型移行・継続ケ
ースでは全ての受給者で上昇する一方、過去三十
年投影ケースにおきましては、二〇五〇年度以降
において約九〇%となる、この場合は年収六百五
十万円以下の方となります。

○長妻委員 ですから、国庫負担がないと、年収
六百五十万円以上の方は最終的に損する、今年齢
が五十歳以下の方が受給する場合も。そういうこ
とになるし、今、経済の非常にバラ色の成長型経
済移行ケースもおっしゃいましたけれども、これ
は余りにもバラ色過ぎる。過去三十年投影ケ
ースということでも、これも過去三十年の経済状況を
投影していないんですね。これも、相当有識者か
ら批判がある、相当上積みした前提になるとい

ことなので。

いずれにしても、過去三十年投影ケースで議論するのが適切だというふうに思います。そうしますと、国庫負担を入れない、過去三十年投影ケースだと、結局、マクロ経済スライドを、基礎年金と厚生年金を合わせたときの終了時期ですね。終了はいつになるんですか。

○福岡国務大臣 国庫負担なしであると、二〇四〇年ということになります。

○長妻委員 これは、厚生年金グループからすると、すごく、何というか、ふんまんやる方ない思いを持たれる方もいるかもしれないと思うんですね。

つまり、今回、年金部会で、今月の二十四日に結論が出るというふうにも聞いていますけれども、ルール変更をしなければ、厚生年金のマクロ経済スライドは、ちょうど一年後ぐらい、つまり二〇二六年から止まるんですね。もう減らされない、年金は。ところが、今回のルール変更をしますと、二〇三六年まで厚生年金はマクロ経済スライドがかかって減らされちゃう。かつ、国庫負担が入らないと、それがまた四年延びて二〇四〇年までになるといふことで、これはどういふふうに考えればいいのかということなんです。

結局、国庫負担はピーク時で二・五兆円なんです、毎年。これを入れないとなると非常に問題だと思われ、年金部会の先生方にも皆さんが言っているのは、国庫負担は入りますというふうに通言されておられて、だから皆さん、それを真に受けて、検討を真面目にされているんですけれども、

国庫負担が入るか入らないか分からないようなことであると、これは大変、厚生年金勘定から、過去三十年投影ケースでありまして十五兆円が将来の基礎年金勘定にある意味ではルール変更で寄附される、こういう巨額の金が減らされてこつちが増えるということになるので、そのときに、厚生年金の勘定だけは増やすけれども、本来は基礎年金に二分の一の国庫負担、二・五兆円必要なのに、それはやりませんというのは、余りにも、そういう場合は、これは無責任だなというふうに思います。

そこで、この財源はもう間違いない、これは二十四日、もう来週ですかね、来週火曜日、先生方はちゃんと確保するという決めた場合、この財源は、ここで、確保できると。

○福岡国務大臣 まさに、財源も含めて年金部会において今御検討をいただいているというふうに承知をしています。

その上で、先ほどおっしゃいました、なぜ年金部会とかにも資料を示さなかったかということですが、現行制度より増加する国庫負担の必要性を確認すること等を目的として作ったものでございまして、そういう意味では、基礎年金の国庫負担割合二分の一につきましては維持する前提で年金部会の資料においても財源確保の必要性をお示ししているということでございます、そのような理解でございます。

○長妻委員 今日は財務省も来ていただいていますけれども、これは、財源が二・五兆円、ピーク

時はかかるわけですが、それで推移するに よってどんどん増えていくわけですが、これはもう確保できた、確保する、こう約束していただ けるわけですね。

○東大臣政務官 御指摘のマクロ経済スライドの 早期終了については、社会保障審議会年金部会に おいて、実施の是非も含めて現在御議論をいた だしているものと承知しており、財務省としては、 仮定の御質問には予断を持って答えることには差 し控えたいと考えております。

以上です。

○長妻委員 これはちょっと驚きました。信じら れない答弁です。

つまり、二十四日は来週火曜日ですよ。火曜 日に、これをやるかやらないかを先生方に決めて いただくわけですよ、まとめる。じゃ、決めちゃ ったから、いや、厚生年金勘定からは金は出すけ れども、国庫負担はやらないですよ。それは、 そんな話はないので。つまり、一年後にマ クロ経済スライドが止まるんですね、このままだ と。ところが、ルール変更をすると止まらなくな った、もっと減らされるわけですよ。でも、減ら されたはいいけれども、国庫負担はなしよとい うのは、ちょっと余りにもとんでもない話だと思 う ので。

実は、私も経験しましたけれども、民主党政権 のときに税と社会保障一体改革をしたときは、厚 労省と財務省と政治が、与党がきちんと連携して、 確実に財源を確保して、そして国民の皆さんにお 示しをするという手順を取っていたんですが、今

回、全然財務省と話がついていないじゃないですか。これについて非常に私には不安に思うわけで、ちゃんと二十四日の年金部会でも先生方に説明してください。

つまり、財源はまだきちっと確保はできていない。ただ、努力はされると思うんだけど、そういう状況にあるということをやちゃんといいながら議論をしていただかないと、非常にまずいことになるというふうに思います。

一つの考え方としては、二・五兆円の税金があるとする、こういうやり方も、団塊ジュニアの方々などが、基礎年金がそのままだと実質価値が約三割減るということで深刻なので、何らかのことはしなきゃいけないと思うんですが、使い方はですね。

二・五兆円をマクロ経済スライドのような形、合わせる形で使うのか。あるいは、実はこれも、私どもが民主党政権のときに年金生活者支援給付金というのをつくりまして、年金の金額が少ない方、受給額が少ない方に、今七百八十万の方、年最大六万円上乗せしているんですね。予算が大体四千億かかっているんですね。二・五兆円あれば、六倍ぐらいの非常に手厚いものができる。

基礎年金をそのまま底上げしますと、年金を三十万円、四十万円、一人で一か月もらっている方の基礎年金も上がるわけですね。そういうところ、そういう税金を使ってもいいのかなど。つまり、もう少し、本当にお困りのところに集中的に使った方が効果があるんじゃないかという考え方もあるんですが、その考えについては大臣はどういう

ふうに思いますか。

○福岡国務大臣 年金生活者支援給付金は、年金等の所得が低い方を対象にして所得制限の下で限定的に支給される、いわば公助の仕組みでございます。まして、所得の多寡にかかわらず全国民に共通して一定の年金額を保障する、いわば共助としての基礎年金とは、最後の所得保障における役割というものが異なっているというふうに考えております。その上で、五倍規模での給付を行う場合、現行の支給水準で考えれば、月に満額約二万五千円を支給するということになりませんが、そうした規模の給付を行うことが、他の年金受給者との間でのバランスが取れるかどうかといったことなど、財源のみならず、給付の性質であったり対象者の範囲、保険料負担との関係も踏まえた検討を要するかと考えております。

○長妻委員 我々立憲民主党は、この前の総選挙で、上乗せ年金、今申し上げたものを拡充するという公約を出したんですね。今の発想というのは、ちよつと私は、失礼ながら古い発想で、今はイギリスでもペンションクレジットや、ドイツでもフランスでもあるんですね。これは、年金の制度とは外の、高齢者に対する、年金受給額が低い方に上乗せをする制度、税ですね。

といいますのは、今、日本では生活保護が一年間に三・五兆円かかっている、六十五歳以上の方が過半数を占めておられる。ということは、年金代わりになっているんですね。本当は、生活保護は、一時的に生活保護を受けていただいて、そして、そこで整えて仕事に復帰するという制度なん

ですけれども、それが一生続く年金代わりになっている。これでは非常に受ける方も大変だということ、やはりそういう発想を政府も検討していただきたいというふうに思います。

そして、仮にマクロ経済スライドの調整期間を合わせるということをするときに、減る方がいるわけですね。今受給されている方や間もなく受給される方は減るんですね、厚生年金受給者は。政府の試算でも、平均的な人で一か月最大七千円減るとか、トータルでいうと七十六万円減るとか、そういう試算もいただいておりますので、そういう減る方に対する対応、対策というのはやっただけですか。検討しているんですか。

○福岡国務大臣 御承知のとおり、減るといいますよりも、現行制度よりも伸びの水準がその分抑制されるといってございしますが、そうした方の対応の必要性については、先般の予算委員会でも問題提起をさせていただいたものというふうに承知をしています。

御指摘も踏まえて、今、社会保障審議会では幅のある見直しの議論を行っていただいているところでありまして、その中で年末の取りまとめに向けて検討、その中で議論していただきたいと考えております。

○長妻委員 ですから、この問題は、ちよつと最後に申し上げたいんですけども、来週火曜日に年金部会をやるときに、是非、財源がまだぶらぶらである、確定していないということも先生方にちゃんと言った上で議論していただくようにしていただければということです。

そして、次に、食の安全について質問いたします。

食品添加物や農薬の問題、私も前から取り組んでおりまして、日本は先進国で最も緩い、安全対策が。ちよつと緩過ぎるというふうに私は思っています、これは国会図書館に提供していただいた資料なんです、資料三ページ目ですね。

三ページ、四ページ目は、食品添加物、主なものとして、農薬について、日本では使える、でも、海外では健康上の理由で禁止されているものを教えてください。三ページ、四ページは、国会図書館が資料を出していただいて、三ページ、四ページ。この三ページ、四ページの資料を政府にお見せしたところ、これは間違っていないというお墨つきもいただいたものでございます。

政務官、お帰りのために結構でございます。ありがとうございます。

三ページ、四ページですね。

これを簡単に言いますと、三ページ目は、食品添加物でいうと、人の健康への懸念を理由として禁止をしているものでいうと、アメリカで禁止しているのが食用赤色二号、着色料ですね、日本では使えない。

そして、着色料の二酸化チタン、これはEUでは禁止をされているけれども、日本は使える。健康上の理由で禁止されているんですね。

臭素酸カリウム、これも週刊誌などで連日特集が組まれておりますけれども、これも、日本では使えるけれども、健康上の理由で、EU、イギリス、カナダでは使えない、アメリカでも相当制限

されている。

そして、四ページ目でございますけれども、これは農薬ですね。

農薬につきましては、ネオニコチノイド系農薬、これについて、ネオニコ系の農薬のうちチアクロプリドというものがございしますが、日本では使える、しかし、健康上の理由で、EUでは使えない、イギリスも使えない、スイスも駄目、ノルウェーも駄目、アメリカでは制限をされている。

そしてもう一つは、クロルピリホスというものも、これはネオニコ系以外のもの、農薬でございますけれども、日本では使える、EUでは使えない、イギリスでは使えない、アメリカでは制限されている、カナダでは使えない。

そして、プロピコナゾール、これは日本では使える、EUでは使えない、イギリスでも使えないというようなことでございます、非常に心配をしているところでございます。

当然、農薬は農水省の管轄ですけれども、ただ、健康という視点が非常に農水省は私に欠けているというふうに思うんですね、私たちの健康に対する影響という視点が。もちろん、農業を振興するということは農水省の仕事でありますから、ですから、これはやはり厚労省が健康を守る省庁でもありますので、こういう実態を御覧になってどういうふうにお感じになりますか。

○福岡国務大臣 改めていろいろ資料で示しいただきました。

例えばEUにおいては、科学的に不確実なことがあっても、利用可能な科学的知見に基づくリス

ク評価により健康への有害性が特定される場合、その暫定的なリスク管理措置を取り得るという予防原則の考え方を踏まえて、農薬や添加物等の規制が行われているというふうに承知をしています。一方で、我が国では、食品安全基本法に基づき、科学的知見に基づいた食品の安全性の確保に必要な措置を講ずるということで、国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにするという考え方の下に立っております。

委員御指摘の点につきましては、農薬の使用に係る基準については農林水産省が、食品中の残留農薬の基準については消費者庁が、食品添加物の使用に係る基準は消費者庁が、それぞれ科学的知見に基づき策定しているものでございまして、厚生労働省としては、各省庁が設定した残留農薬の基準や食品添加物の基準に従い、監視を行っているところでございますが、引き続き、関係省庁と連携をしながら、食品の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○長妻委員 日本の最大の欠点は、今おっしゃっていた、ばらばらなんです、いろいろな省庁に分かれていて。本当に、人間は一人、一人というか一つの個体がいろいろな添加物とか農薬とかいろいろな化学物質を受けるわけなので、やはり厚労省が是非、今おっしゃっていたいたヨーロッパの予防原則、これを取り入れるべく、大臣に期待していますので、安全については、他省庁の所管でも、これは人間の健康ですから、どんな口を出して、ちよつと厳しくちゃんとやるように言っていたきたい。

私が二つ農薬で取り上げたいのは、一つはネオニコチノイド系殺虫剤、そしてもう一つがクロルピリホス、これは有機リン酸系殺虫剤でありますけれども、この二つについて、発達障害との関連性を疑うような、そういう論文、どういふものがあるのか、今日、国会図書館を呼んでおりますので、御紹介いただければと思います。

○小澤国立国会図書館専門調査員 お答えいたします。

ネオニコチノイド系農薬が発達障害に影響を与えているという研究論文といたしましては、東京都医学総合研究所の研究員等を務めた木村・黒田純子氏、黒田洋一郎氏らが二〇一二年に発表したプロスワン誌の英語論文がございます。これは、新生児ラットの脳ニューロンに対するネオニコチノイド系農薬の影響に関する論文であり、ネオニコチノイド系農薬には、人の健康を害し、特に子供の脳の発達に影響する可能性があることが同論文に記載されています。

この二〇一二年の論文の著者の一人である木村・黒田純子氏は、雑誌「現代農業」の二〇一九年八月号で、ネオニコチノイド系農薬のマウスへの影響に関する国立環境研究所、神戸大学、近畿大学の研究等を紹介した上で、ネオニコチノイド系農薬と発達障害の関連については近年研究が進んだものの、完全な解明にはまだ時間がかかる、しかし、未来を担う子供に関わる重要事項については、予防原則に基づいて、危険性が指摘された時点で規制が必要であると述べています。

続きまして、有機リン系農薬であるクロルピリ

ホスについてお答えいたします。

雑誌「科学」の二〇二二年三月号に掲載された遠山千春氏、木村・黒田純子氏らの論文では、クロルピリホスの暴露を胎児期から小児期にかけて受けた同一の児童を長年にわたり追跡してきた米国の疫学的研究を紹介しており、これによれば、建材用クロルピリホスの胎児期の暴露量が多いと精神発達への影響が顕著になること、クロルピリホスを含む有機リン系農薬の胎児期の暴露と、記憶力、知能指数の低下や注意欠如症状の増加との関係が認められること、胎児期の有機リン系農薬の暴露で、学童期に精神発達が遅延すること等が挙げられております。

以上でございます。

○長妻委員 これは以前も聞いたことでございますけれども、今、国会図書館に改めて御答弁をいただきました。

非常に、私は、日本の食の安全というのが本当に緩過ぎる、水についても今PFASが言われておりますけれども、本当に緩過ぎるというふうに強く強く懸念を持っているところでございます。

例えば、七ページ目に、ネオニコチノイド系の農薬を作っている会社、国内メーカーを調べていただきまして、こういう会社がある。一部識者がおっしゃっていただいているのは、やはりいろいろな企業からの力が非常に働いて、なかなか規制ができないんじゃないのかと。事実、ここに挙げられている企業の中には、自民党本部に、昨年の収支報告書を見ますと、五千万円、ぼんと献金している、一社ですと、企業もあるわけですね、この中に。

だから、私は、企業・団体献金禁止というのは、こういう疑いをかけられないようにするためにも必要だと強く強く思うわけで、そういうゆがみが生じている可能性があるかと私自身はすごく強く感じていましてね。ですから、余りにもちよつとこういう論文についても、政府は無視、はっきり言うが無視ですね。

八ページ目に、例えば、ネオニコチノ系農薬はこういうものにも使われているんですね。使用作物も書いてございます。

最後に、先ほど大臣も言っていたいた予防原則、これを日本にも入れなきゃいけない。欧米では入っているんですね。予防原則というのは、分かりやすく言うと、疑わしきは罰すということなんです。疑わしきは罰す。日本は、疑わしきは罰しない。さっき大臣がおっしゃっていたように、日本では、科学的知見、明確なエビデンスがないと禁止できないんですよ。

書いてございますけれども、リスクの現実性や深刻さが十分に明確になるまで待つことなく、政策決定者が措置を講じることが可能になっている、禁止できる、人の生命や健康の保護が経済的考慮事項よりも優先されることは明らかである、こういう予防原則なんです。疑わしきは罰すというのを日本にも入れたいと私は本当に常日頃思っているんですが、最後、大臣の所感をお伺いしたいと思っております。

○福岡国務大臣 現行において、消費者庁や農林水産省において、科学的知見を集積し、必要に応

じた検討が行われているというふうに承知をして
おりますが、引き続き、各省においての取組とも
連携を取らせていただきながら、食品監視を行っ
ていきたいと思っております。（長妻委員「いや、
予防原則。予防原則を日本で入れるということ」
と呼ぶ）

現行の体制……（長妻委員「自分の言葉で」と
呼ぶ）ですから、現行においてしつかり……（長
妻委員「予防原則を入れることにどういう感想を
持っているんですか」と呼ぶ）

○藤丸委員長 委員長に手を挙げてお願いします。
○福岡国務大臣 そういったことも含めて、どう
いう在り方がいいか、引き続き関係省庁と連携し
てまいりたいと思います。

○長妻委員 もうちよつと踏み込んで、健康を守
るのは大臣なので、ほかの省庁は基準を作るだけ
ですから、最後を守るとりでは大臣なので、本当
にしつかりしてください。

ありがとうございます。